

ペレットストーブ等を設置する方に 補助金を交付します

目 的

市では、森林資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与するため、ペレットストーブ等を設置する方に補助金を交付します。

補助金の交付対象となる方 ※申請は年度内につき1回に限ります

- 1 天童市に住所を有し、又は有することになる方（個人事業主を含む）
- 2 自身が使用する天童市内の事業所にペレットストーブ等を設置する法人（国、地方公共団体を除く）

※次の要件に該当する方は交付対象外となります。

- 1 市税を滞納している方
- 2 補助事業に対し、この補助金又は天童市の他の補助金の交付を受けている方

補助対象となる設備

◎ペレットストーブ	木質ペレットを燃料として使用する暖房機
◎ボイラー	薪、木質ペレット又は木質チップを燃料として使用するボイラー設備による暖房機
◎薪ストーブ	薪を燃料として使用する暖房機で、二次燃焼機能（これと同等以上の機能を含む）又は熱効率が60%以上のもの
<要件> 1 ペレットストーブ等設置工事を令和7年4月1日以降に着工し、令和8年3月31日までに完了するものであること。 2 天童市内にある申請者が居住する住宅又は使用する事業所（店舗、事務所、営業所、倉庫等）に設置するもの（当該住宅又は事業所の所有者が申請者でない場合は、設備の設置について書面により所有者の承諾を受けているもの）であること。 3 設置するペレットストーブ等が未使用品であること。	

補助金の額

補助対象経費（消費税含）に3分の1を乗じた額

※千円未満の端数切捨て、上限100,000円

（例）補助対象経費：450,000円

450,000円 × 1/3 = 150,000円 ⇒補助金額：100,000円

補助対象経費

補助対象設備の設置に直接必要な経費

※諸経費、運搬費、その他オプションは補助対象経費に含みません。

補助金の受付

提出先	生活環境課（市役所 2 階）
注意点	・ 提出書類（様式）は市のホームページからダウンロードできます。 （天童市トップページ → くらし（ごみ・環境） → 補助金） ・ 提出書類を確認後、申請者に補助金交付決定通知書を送付します。 ・ 補助金交付決定前の着工は認められません。 ・ ペレットストーブ等の設置後に実績報告書の提出が必要です。 ・ 生活環境課職員が設置の確認を行い、その後補助金を交付します。 ・ 補助金は、予算の範囲内において交付します。

補助金の交付申請書の提出について

◎提出：設置工事開始前に正本 1 部

提出書類	☐ 補助金交付申請書
	・ 必要事項を記入し、以下の書類を添付してください。 ・ 「事業費」は申請する設備の補助対象経費です。
	☐ 添付書類
	☐ 事業計画書（様式第 1 号）
	☐ 収支予算書（様式第 2 号）
	☐ 誓約書（様式第 3 号） ・ 署名または押印
	☐ 設置を予定している場所及びその付近の見取り図 ・ 設置予定箇所を示すレイアウト図及び住宅地図
	☐ 住民票抄本（申請者本人のもの）※法人の場合は登記事項証明書 ・ 申請時に市外に住所がある方は、現住所地の住民票を提出
	☐ 納税証明書（申請者本人のもの） ・ 令和 6 年度の納税証明書（申請者が個人で、申請日が令和 7 年 6 月 3 0 日までの場合は、令和 5 年度の納税証明書） ・ 申請時に市外に住所がある方は、当該年度の 1 月 1 日現在にお住まいの市区町村に納税証明書を請求してください。 ・ 非課税の場合は、市県民税非課税証明書を提出
	☐ 設置前の現況写真 ・ 新築住宅に設置予定等で添付が困難な場合は省略可
☐ 補助対象設備の仕様及び補助対象経費の内訳が分かるもの ・ 見積書、仕様書、カタログの写しなど ・ 薪ストーブの場合は、二次燃焼機能もしくはこれと同等以上の機能を有しているか、熱効率が 6 0 % 以上であることが分かるものも提出	

	☐ 補助対象設備設置に係る承諾書（様式第4号） ・設置する建築物の所有者が申請者と異なる場合のみ提出
--	--

※交付申請後、事業費等の変更があった場合は、生活環境課にご連絡ください。

補助金の実績報告書の提出について

◎提出期限：設置工事完了後30日以内に正本1部

※工事の完成が年度末になる場合は、遅くとも令和8年4月10日までに提出してください。

提出書類	☐ 補助金実績報告書
	・必要事項を記入し、以下の書類を添付してください。
	☐ 添付書類
	☐ 事業成績書（様式第9号）
	☐ 収支精算書（様式第10号）
	☐ 契約書の写し ・ペレットストーブ等の設置費が確認できるもの
	☐ 領収書の写し ・ペレットストーブ等の設置費が確認できるもの
	☐ 設置後の写真
	☐ 設置した場所及びその付近の見取り図 ・設置した住宅の場所等が確認できるもの
	☐ 住民票抄本（申請者本人のもの） ・交付申請時に他市に住所があり、完成後本市に転入する方のみ。 <u>本市に住所変更したもの。</u>
☐ 補助金請求書 ・交付決定通知書と一緒に郵送します。 ・請求日は空欄のままとし、振込先口座の写しを添付	

【お問い合わせ】

天童市市民部生活環境課

環境保全エネルギー係

☎023-654-1111 内線 274・279